

令和 7 年度 給水装置工事主任技術者・排水設備工事責任技術者講習会 Q&A

1. 共通事項

1.道路占用許可申請について（資料1—1）

○質 疑

路面復旧工事の影響範囲の決定について、豊橋市道路掘削及び路面復旧工事の施工に関する要綱 第19条(1)「道路管理者と占用者等が立会いのうえ、クラック等影響範囲を確認し、その範囲からさらに 30cm以上(影響部)付加した範囲とすること。」と記載があるが、道路管理者と立会いは可能であるか。

○回 答

「豊橋市道路掘削及び路面復旧工事の施工に関する要綱」と「現地」を確認した上で、路面復旧範囲の判断が難しい場合は、現地の写真(クラック、近接する目地等)及び復旧平面図等をご持参頂き、営業課 給排水グループまでご相談下さい。必要に応じて営業課が道路管理者に確認し回答します。

道路上の給水排水埋設管を同時復旧する場合は、講習会で配布した【豊橋市道 道路占用許可申請チェックシート】に記載のとおり復旧平面図が必要になりますので、提出してください。